

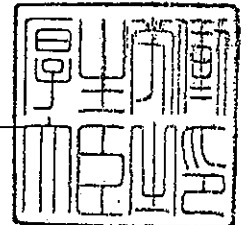
厚生労働省発健第 0411003 号

平成 20 年 4 月 11 日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働省令で定められている次に掲げる事項に係る水道により供給される水の水質基準を廃止すること。

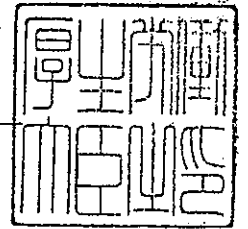
1,1-ジクロロエチレン



厚生労働省発健第 0411004 号  
平成 20 年 4 月 11 日

食品安全委員会  
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



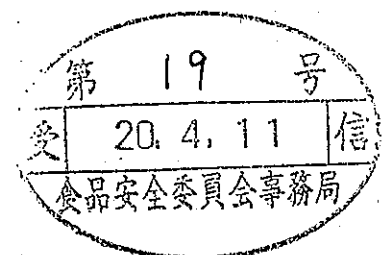
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働省令で定められているシス-1,2-ジクロロエチレンに係る水道により供給される水の水質基準を廃止するとともに、新たに次に掲げる事項について同基準を設定すること。

1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体）



水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について  
(4月11日付けで食品健康影響評価を依頼した事項「1,1-ジクロロエチレン」)

平成20年4月17日  
厚生労働省健康局水道課

## 1. 厚生労働省におけるこれまでの検討状況

水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づき定められる水質基準については、昭和33年に制定して以来、逐次改正を行ってきた。水質基準は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下、水質基準省令という。)により、現在、51項目が定められているが、清浄な水を供給するためには、最新の科学的知見に従って常に見直しを行う必要がある。

このような考えのもと、厚生労働省では、厚生労働科学研究による研究成果や食品安全委員会の健康影響評価等の知見等に基づき、水道水質管理の一層の充実・強化を図るため、水質基準の見直し等を行うことについて、平成19年10月26日に開催された厚生科学審議会生活環境水道部会に報告し、了承を得たことから、今般、食品健康影響評価について食品安全委員会の意見を求めることとし、平成20年4月11日に諮問した。

## 2. 食品安全委員会へ食品健康影響評価について意見を求める内容

平成19年3月15日に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(1,1-ジクロロエチレン)の結果として、「1,1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を $46\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」と通知された。この耐容一日摂取量に基づき、総摂取量に対する飲料水の寄与率を10%とし、体重50kgのヒトが1日2L飲むと仮定して水道水質に係る評価値を試算すると $0.1\text{mg}/\text{L}$ となる(現行水質基準値は $0.02\text{mg}/\text{L}$ )。この評価値を採用した場合、浄水において、評価値の1/10( $0.01\text{mg}/\text{L}$ )を超えて検出される事案が近年報告されておらず、平成15年厚生科学審議会答申(厚科審第5号)において示された「水質基準への分類要件」に該当しなくなるため、今般、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第7号の規定に基づき、「1,1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止することについて、食品安全委員会の意見を求めることとしたものである。

## 3. 今後の方向

食品安全委員会から答申が得られた後、直ちに意見募集を行い、水質基準省令等の改正を行うこととしている。

水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について  
(4月11日付けで食品健康影響評価を依頼した事項  
「1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)」

平成20年4月17日  
厚生労働省健康局水道課

## 1. 厚生労働省におけるこれまでの検討状況

水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づき定められる水質基準については、昭和33年に制定して以来、逐次改正を行ってきた。水質基準は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下、水質基準省令という。)により、現在、51項目が定められているが、清浄な水を供給するためには、最新の科学的知見に従って常に見直しを行う必要がある。

このような考えのもと、厚生労働省では、厚生労働科学研究による研究成果や食品安全委員会の健康影響評価等の知見等に基づき、水道水質管理の一層の充実・強化を図るため、水質基準の見直し等を行うことについて、平成19年10月26日に開催された厚生科学審議会生活環境水道部会に報告し、了承を得たことから、今般、食品健康影響評価について食品安全委員会の意見を求めることとし、平成20年4月11日に諮問した。

## 2. 食品安全委員会へ食品健康影響評価について意見を求める内容

平成19年3月15日に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(1,2-ジクロロエチレン)の結果として、「1,2-ジクロロエチレン(シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和)の耐容一日摂取量を $17\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」と通知された。

一方、現行の水質基準では、「シス-1,2-ジクロロエチレン」についてのみ基準が設定されているが、上記の食品健康影響評価の結果を踏まえると、シス体とトランス体を合算して評価することが適切と考えられる。このため、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第7号の規定に基づき、「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止し、新たに「シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を設定することについて、食品安全委員会の意見を求めることとしたものである。

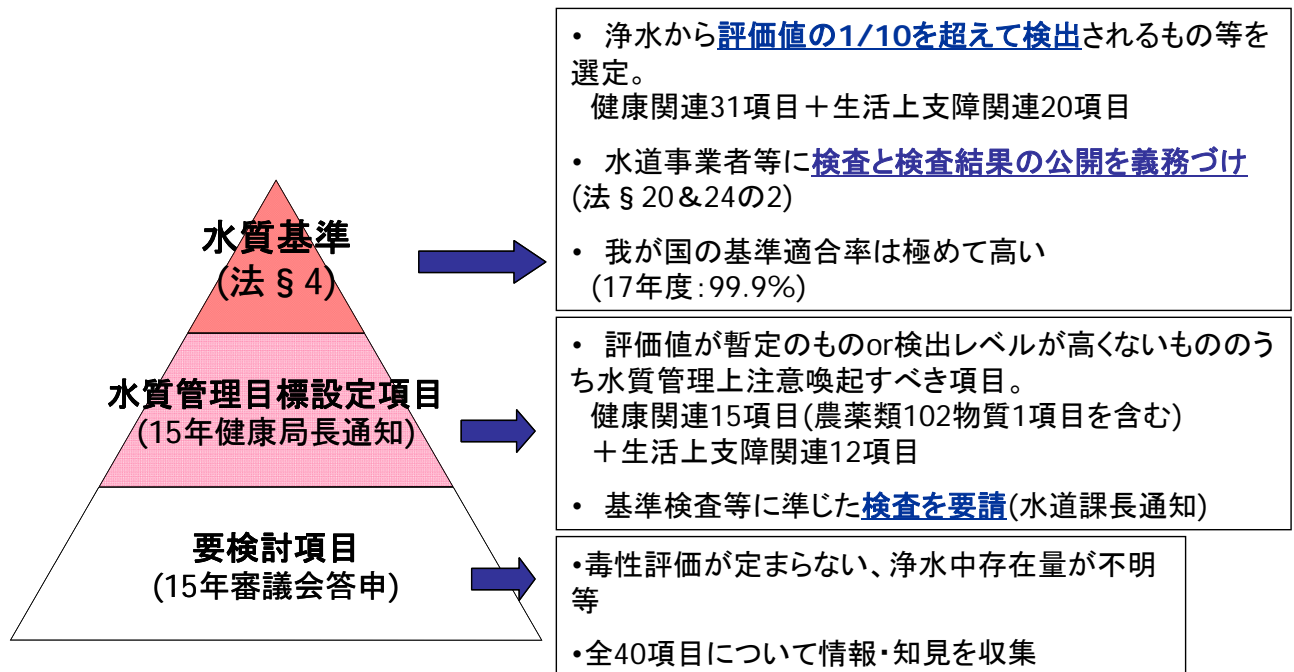
## 3. 今後の方向

食品安全委員会から答申が得られた後、直ちに意見募集を行い、水質基準省令等の改正を行うこととしている。

## 水道水質基準等の体系

平成 20 年 4 月 17 日  
厚生労働省健康局水道課

水道法第 4 条に基づく**水質基準**は水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）により、現在、51 項目が定められている。水道法により、水道により供給される水は水質基準に適合するものでなければならないとされ、水道事業者等に検査の義務が課されている。また、水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目を**水質管理目標設定項目**、毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目を**要検討項目**と位置づけ、必要な情報・知見の収集に努めている。



水道水質基準等の体系図